

近江八幡市こども計画の策定方針について

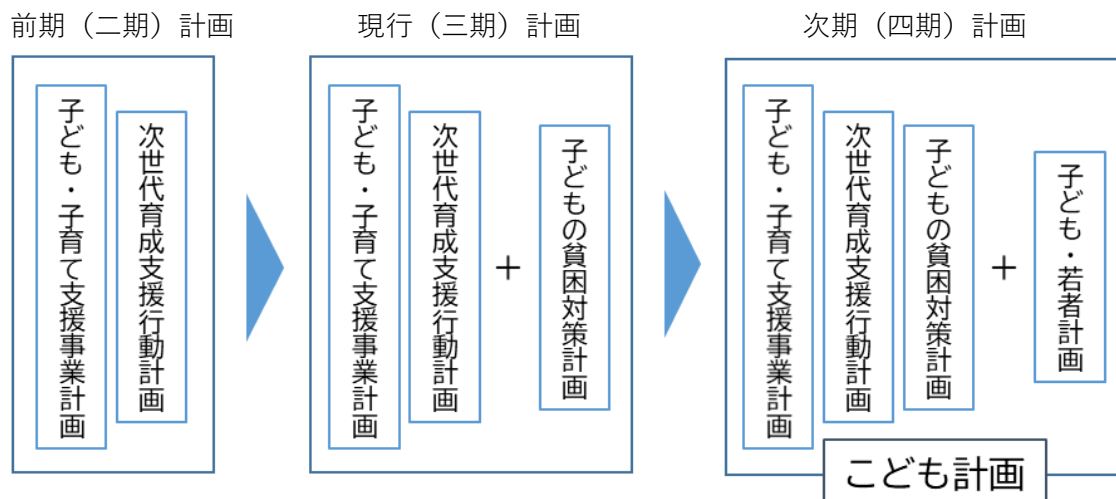
1. 市町村こども計画について

- ・令和5年4月に施行されたこども基本法において、市町村は「こども大綱」及び「都道府県のこども計画」を勘案し市町村こども計画を定めるよう努めるとなっている。
- ・また、市町村こども計画については、
 - ①「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」、
 - ②「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」に加え、
 - ③市町村が作成するこども施策に関する計画…「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして作成できるとしている。

2. 計画の位置付けについて

- ・令和7年3月に策定済みの「第3期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」に令和7年8月に策定の「近江八幡市子ども・若者計画」の内容を統合し、新たに「近江八幡市こども計画」の策定を行う。
- ・国の「こども大綱」を勘案するとともに、「こどもまんなか実行計画2025」の内容との整合を図る。あわせて、市の関連する行政計画との整合を図る。

○「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」の展開イメージ



3. 策定の進め方について

昨年度末に策定済みの「第三期子ども・子育て支援事業計画」と今年度新たに策定を進めている「子ども・若者計画」の内容を統合する形で「こども計画」を策定予定。それぞれの計画については、これまでの各委員会等にて協議を行いながら策定をしたものであることから、下記の策定の進め方を予定。

(1) 内容および用語の整理

用語や内容の整合等について、整理を行う。対象事業範囲の広い「第三期子ども・子育て支援事業計画」をベースとして策定を進める。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の内容の更新

令和7年3月に策定を行った「第三期子ども・子育て支援事業計画」について、策定から半年間が過ぎていることから、法改正や数値の見直し等、内容の更新が必要なものについては、こども計画策定にあたり更新を行う。

4. 計画策定の体制について

(1) こども・子育て会議（本会議）

- ・計画の根幹に関わること（基本理念・目標・方針等）についての検討
- ・計画の取りまとめ（計画案の検討）

(2) 幹事会

- ・計画に関わる市の担当課により構成
- ・専門部会での検討が円滑に進むよう、計画に係る分野ごとの施策や事業の立案を行う

5. 計画策定にあたっての取組

(1) こどもの意見反映

本計画の対象（当事者）となるこどもの意見を計画の内容に反映させる

想定として、素案の取りまとめや検討中の個別事業等に際して、こどもから意見聴取を行うとともに、意見聴取の対象者に対しフィードバックを行う

実施（案）

- ・対象：高校生や若者世代
- ・手法：ヒアリングやワークショップ
- ・テーマ：策定経過を踏まえて検討
- ・実施時期：令和7年9月～11月頃

(2) パブリックコメント

素案が策定された後、市民から意見を公募する